

主 文

- 1 被告人を拘禁刑 6 年に処する。
- 2 未決勾留日数中 50 日をその刑に算入する。
- 3 山口地方検察庁岩国支部で保管中のコカイン白色粉末（チャック付透  
5 明袋入り）1 袋（令和 8 年領第 19 号符号 1）及び大麻植物片（チャッ  
ク付透明袋入り）1 袋（同符号 2）を没収する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

- 10 第 1 A 及び氏名不詳者と共謀の上、令和 7 年 7 月 14 日午後 0 時 16 分頃から同  
日午後 1 時頃までの間に、広島県大竹市 a b 丁目 c 番 d 号 B 協議会専用駐車場  
において、同所に駐車中の普通乗用自動車から C 管理のナンバープレート 2 枚  
を取り外して窃取し
- 第 2 前記 A 及び氏名不詳者と共謀の上、金品窃取の目的で、同日午後 2 時 15 分  
15 頃から同日午後 2 時 29 分頃までの間に、山口県岩国市 e 町 f 丁目 g 番 h 号 D  
方に、1 階東側勝手口戸の施錠を外して侵入し、その頃、同所において、同人  
所有の金地金 4 本（時価合計約 6800 万円相当）及び預金通帳 1 通等 2 点を  
窃取し
- 第 3 法定の除外事由がないのに、同年 11 月 17 日頃から同月 26 日までの間に、  
20 大阪市内又はその周辺において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン  
の塩類若干量を含有する水溶液を自己の身体に注射し、もって覚醒剤を使用し
- 第 4 法定の除外事由がないのに、同月 25 日頃、大阪市内又はその周辺において、  
麻薬である大麻を含有する植物片若干量を燃焼させ、その煙を吸引し、もって  
麻薬を施用し
- 25 第 5 みだりに、同月 26 日、大阪市 i 区 j k 丁目 l 番 m 号 E 号館前路上に駐車中  
の自動車内において、麻薬であるコカインを含有する粉末約 13.54 グラム

(令和8年領第19号符号1はその鑑定残量)及び麻薬である大麻を含有する植物片約1.058グラム(令和8年領第19号符号2はその鑑定残量)を所持し

たものである。

5 (証拠の標目)

省 略

(累犯前科)

### 1 事実

10 令和4年6月7日大阪高等裁判所宣告、強盗、暴行の罪により懲役3年、令和6年7月1日刑執行終了

### 2 証拠

省 略

(法令の適用)

罰 条

15 判示第1の事実

刑法235条、60条

判示第2の事実

住居侵入の点は刑法130条前段、60条、窃盗の点は同法235条、60条

判示第3の事実

覚醒剤取締法41条の3第1項1号、19条

判示第4の事実

20 麻薬及び向精神薬取締法66条の2第1項、27条1項

判示第5の事実

包括して麻薬及び向精神薬取締法66条1項

科刑上の一罪の処理

判示第2につき、刑法54条1項後段、10条(重い窃盗の罪の刑で処断)

刑 種 の 選 択

判示第1及び第2につき、いずれも拘禁刑

25 累 犯 加 重

判示第1ないし第5につき、いずれも前記累犯前科との関係で刑法56条1項、57条

併合罪の処理 刑法45条前段、47条本文、10条（刑及び犯情の最も重い判示第2の罪の刑に法定の加重）

未決勾留日数の算入 刑法21条

没収 主文掲記のコカイン白色粉末1袋及び大麻植物片1袋につき、いずれも、麻薬及び向精神薬取締法69条の3第1項本文（いずれも、判示第5の罪に係る麻薬で、犯人の所有）

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書  
(量刑の理由)

判示第1の窃盗及び判示第2の侵入盗は、共犯者とともに、ナンバープレートを窃取し、これを使用する自動車のナンバープレートと付け替えた上で、民家に侵入して金地金等を窃取したという事案である。侵入盗の被害金額は極めて高額であり、被害結果は重大である。警察官を騙った共犯者が被害者の親族から金地金の所在を聞き出し、相応の準備を経て、被告人らが実行犯として行った組織的、計画的犯行であり、悪質というほかない。被告人は、指示を出していた上位者との関係では従属的立場にあったとはいえるものの、実行犯として上記各犯行の実現に不可欠かつ重要な役割を果たしている。弁護人は、被告人は上記各犯行への関与を断れば自身の身に危害が加えられる可能性があると恐れ、断ることができなかつたと主張するが、このような事情が犯行を正当化するものではないし、考慮するにも限度がある。

また、判示第3ないし第5の各薬物事犯についてみるに、被告人は、複数の規制薬物を所持し、覚醒剤及び大麻を濫用していたものであり、覚醒剤取締法違反の前科があることも踏まえると、違法薬物への親和性は顕著である。

以上に照らせば、たとえ被告人自身が、その供述するように前記の侵入盗によって経済的利益を得ることができなかつたとしても、犯情は相当に悪い。さらに、被告人が同種を含む前科2犯を有しており、本件の窃盗及び侵入盗が、前記累犯前科に係る刑執行終了の日からわずか1年（各薬物事犯については約1年5か月）で行

われたものである点も、看過できない。

そうすると、被告人が本件各犯行について事実を認め、反省の弁を述べていることなどを被告人のために可能な限り斟酌しても、相当期間の服役はやむを得ないといえ、被告人を主文の刑に処するのが相当である。

5 (検察官生貝由香里、弁護人前田浩志(国選)各出席)

(求刑・拘禁刑8年、主文同旨の没収)

令和8年3月31日

山口地方裁判所岩国支部

10

裁 判 官            佐   野   東   吾